



佐賀県公報

平成19年
1月30日
(火曜日) 外
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

議会事項

○条例の制定請求代表者の意見陳述の日時及び場所等

(告示・一) 一

○議会事項

●佐賀県議会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項の規定に基づき、次のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十八条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年一月三十日

佐賀県議会議長 原 義 己

日時

平成十九年一月三十日(火)午前十時三十分

場所

佐賀県議会議場

案件名

玄海原子力発電所におけるブルサーマル計画の受け入れの賛否に関する県民投票条例について

意見を述べる時間

一時間以内

意見を述べる人数

二人

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年一月三十日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷所
毎週月曜日
株古川総合印刷